

## 農業参入企業等誘致モデル検証・構築事業 仕様書（R8年度分）

### 第1章 総則

#### 1 事業の名称

農業参入企業等誘致モデル検証・構築事業

#### 2 業務の背景と目的

本市では、「いわき市農業・農村振興基本計画（以下、「基本計画」という）」に基づき、農業に関連する施策を推進しているところであり、「持続可能で魅力ある農業・農村づくり」のため「地域計画に基づく営農」を掲げているが、令和5年度から6年度に実施した地域計画の策定において、本市農業における高齢化と後継者不足による農業者の減少及びそれに伴う農地の維持・保全管理への懸念が、より深刻化していることが顕在化した。

兼業農家が多く、大半が現状の営農活動が限度で、規模拡大の意向を掲げるには現実的に厳しい状況であり、地域計画上では「担い手の確保・育成」を将来の営農維持に向けた重要項目とする地域が多く、地域計画の具現化に向けた課題となっている。

また、基本計画においても「担い手の確保・育成」は基本方針に位置付けられており、人口減少が進む中で、早急な対応が求められる状況にある。

こうした中において、地域農業の担い手を効果的かつ効率的に確保していくためには、認定農業者や集落営農組織の育成・確保に加え、新たな担い手として期待される農業参入企業を積極的に誘致していくことが必要とされているところである。

本事業は、本市農業を取り巻く環境の変化や現状を踏まえるとともに、農業参入企業の誘致を目指すべき「企業誘致候補地」を地域計画エリアより抽出し、農業参入企業の本市への積極的な誘致につなげることを目的として誘致モデルの検証・構築を実施するものである。

#### 3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和9年3月19日（金）までとする。

## 第2章 共通仕様

### 1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

なお、本仕様書に明記していない事項においても、本業務の遂行上必要となる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

### 2 業務の内容

本業務の内容は、第3章 特記仕様書による。

### 3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、主任担当者、照査担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるものとする。
- (2) 主任担当者は、業務の全般にわたり、技術的監理を行うものとし、常に本市との連絡を密にし、十分な協議の下で円滑な業務の遂行を図るものとする。
- (3) 照査担当者は、成果品を監査し、品質の確保に努めるものとする。なお、照査担当者は主任担当者と兼任できないものとする。

### 4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

### 5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行にあたり、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、国・県・市等の関連行政計画等との整合・調整に十分留意するものとする。

### 6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報等について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理及び情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本市の承諾なく成果品（未完成のものを含む）を第三者に閲覧させ、又は複写物の提供及び譲渡を行ってはならない。

## 7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。
- (3) 本市は、受託者に対して、再委託先の名称、所在地、役員等に係る事項の通知を請求することができるものとする。

## 8 地域経済貢献

- (1) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、できる限り市内業者から選定すること。なお、市内業者に発注を予定するときは、委託する業務の内容、見積金額における市内業者への委託金額の割合を企画提案内容に記載すること。
- (2) 受託者は、本業務において市内居住者を雇用する場合、人数及び賃金の総額を企画提案内容に記載すること。

## 9 資料の貸与

受託者は本業務の遂行上必要な資料の収集にあたり、本市から貸与を受けた資料について、そのリストを作成するとともに、本市に提出すること。なお、本市から貸与を受けた資料については、本業務完了後速やかに返却すること。また、業務完了前においても返却を求められた場合は速やかに返却すること。

## 10 関係機関との協議

受託者は、本業務の遂行上必要な関係機関との協議及び関係者へのヒアリング等に当たっては、事前に市の承諾を得るとともに、受託者の責任において適正に実施し、その内容について遅滞なく本市に報告するものとする。

## 11 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、契約書に定めるもののほか、次の書類を提出し、本市の承認を得るものとする。

なお、承認された書類の内容を変更する必要がある場合は、改めて本市の承認を得ること。

### (1) 業務着手時

ア 業務着手届

イ 業務工程表

ウ 主任担当者届及び担当業務等経歴一覧

- (2) 業務完了時
  - ア 業務完了届
  - イ 成果品納品書
- (3) その他市が必要と認める書類

#### 1 2 打合せ

打合せは業務着手時、中間、業務完了時、及び必要に応じて随時行うものとする。  
また、受託者は、打合せ内容の議事録を作成すること。

#### 1 3 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了する時は、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受検するものとする。
- (2) 業務は検査の合格を以って完了とする。

#### 1 4 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとし、書面及びDVD-ROM等に電子データとして格納し、正本・副本各1部ずつを作成し納品するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 業務報告書（概要版）
- (3) その他本業務遂行にあたって作成した資料、議事録等

#### 1 5 その他

- (1) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。なお、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- (2) 業務の遂行にあたり使用する関係資料等については、可能な限り最新のものを使用し、その出典、作成年月日、時点等を明記すること。

### 第3章 特記仕様

本業務の内容は次のとおりとする。

なお、本業務の成果品を基に実施する農業参入企業等の誘致にあたり有効に活用できるものとする。

また、以下に示す本業務の内容における本市の要求項目に加え、専門的な知見から積極的に独自の視点を提案し、実施すること。

また、本業務の内容について、方向性やスケジュール等に変更が生じることも十分にあり得ることから、受託者は、これらの変更等に柔軟かつ的確に対応すること。

#### 1 企業誘致対象エリアのリストアップ

本市から提供する、以下の資料を参考に、企業誘致の対象となり得る候補地を抽出し、複数箇所を企業誘致対象エリアとしてリストアップすること。

<本市から提供する資料>

- ・ 現況地図及び目標地図(※1)

※1 目標地図：地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）策定の中で作成する、地域の農地における将来の担い手を示した地図

#### 2 企業誘致対象エリア内における企業誘致候補地の選定及び地域との合意形成支援

##### (1) 候補地の絞り込み

##### ア 企業誘致対象エリア内における候補地案の抽出

「企業誘致対象エリア」の中から、農地の管理状況や将来の営農意向を参考に候補地案を複数抽出する。

なお、農地の管理状況や将来の営農意向の把握に必要な資料は本市から提供するが、現地調査を実施するなど、現実に即したより精度の高い情報把握に努めること。

##### イ 地域の農業者との意見交換

アで抽出した候補地案について、地域の農業者（農業委員等）と意見交換し、企業参入に適し実現可能性の高い候補地に絞り込み又は範囲等の修正を行う。

##### (2) 地域との合意形成支援

##### ア 候補地案に係る合意形成支援

農業委員等や候補地案周辺の担い手を参集し行う説明会等に参加し、必要に応じて説明・質疑応答に対応しながら、候補地案に係る地域との合意形成を支援すること。

##### イ アンケート調査

アにより地域との合意形成が図られた候補地案内の地権者及び耕作者に対しアンケート調査を実施し、企業への農地貸出意向の有無を調査すること。

(3) 候補地の選定及び企業誘致における課題の抽出（概ね5地区程度）

上記により、地域・地権者・耕作者の理解が得られた農地を候補地として選定するとともに、候補地の状況から、候補地に企業が参入する際における課題・懸念事項について抽出し、解決策とともに提案すること。

3 その他

上記特記事項以外の事項については、双方（市及び受託者）協議の上決定すること。

4 打合せ・会議出席等

業務の進捗に応じて打合せを行うとともに必要に応じて本市の庁内合意等に係る会議等に出席すること。また、地域農業者の話し合いの場には積極的に参加し、本業務における意見聴取等を図ること。

5 スケジュール（予定）

令和8年6月下旬 業務委託契約締結・業務着手

令和9年3月19日 業務完了、成果品納品